4 保険料の状況

(1) 保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料基準額は、区介護保険事業計画の3年間の計画期間ごとに必要な介護サービス給付費の見込みや、高齢者人口の見込み数値等により算出する仕組みになっている。この基準額を基に所得状況に応じた(段階ごとの)保険料を設定している。

平成 27 年度から 29 年度までの第6期計画期間では、国の所得区分による多段階化に加え、国の標準第9段階を細分化し 15 段階とした。また、給付費の5割の公費負担とは別枠で、低所得高齢者の保険料軽減強化策としての公費を投入した。

平成 30 年度から令和 2 年度までの第 7 期計画期間においても、第 6 期と同様の観点から引き続き保険料段階を 15 段階とし、公費投入による低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続している。

(2) 保険料の推移(第1期~第7期)

保険料は高齢者の増加に伴う給付費の増により上昇傾向にあり、第1期(平成 $12\sim14$ 年度)の 2,983 円から第7期(平成 $30\sim$ 令和 2 年度)の 6,020 円と約2倍となっている。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
(平成12~14 年度)	(平成15~17 年度)	(平成18~20 年度)	(平成21~23 年度)	(平成24~26 年度)	(平成27~29 年度)	(平成30~令和2年度)
2,983 円	3,317 円	4,632 円	4, 381 円	5, 392 円	5, 642 円	6,020 円

(3)保険料の徴収

第1号被保険者の介護保険料は、年金の定期支払い(年6回)の際に、年金から所得段階別の保険料があらかじめ差し引かれる『特別徴収』が原則である。しかし、年金が年額 18 万円に満たない場合等は、区から送付する納付書で、毎月末日までに納付する『普通徴収』となる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険(国民健康保険等)の保険料の一部として一括して徴収される(保険料の額等は医療保険によって異なる。)。

第1号被保険者の所得段階別保険料額

平成 27 年度~29 年度 [第6期計画期間] ※第1段階の上段【 】内は本来の割合、下段は平成 27 年度から 29 年度まで軽減した割合

所得段階		対 象 者	比率	年額保険料
		R護の受給者 トラングログルコグベナージ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	[0.50]	33,900 円
第1段階	・世帯会	全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額 計所得金額の合計が 80 万円以下	0. 45	30,500 円
第2段階	税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0. 70	47, 400 円
第3段階	税員が住民	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120 万円超	0. 75	50,800 円
第4段階	課税者が 本人が住	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0. 85	57,500 円
第5段階(基準額)	に住民税 民税非課	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	1. 00	67,700 円
第6段階		合計所得金額が 120 万円未満	1. 15	77, 900 円
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	1. 25	84,600 円
第8段階		合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	1. 40	94,800 円
第9段階	木	合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	1. 65	111,700 円
第 10 段階	本人が住	合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	121,900 円
第 11 段階	住民税課税	合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2. 10	142, 200 円
第 12 段階	柷	合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2. 30	155, 700 円
第 13 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満	2. 50	169,300 円
第 14 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	2. 80	189,600 円
第 15 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上	3. 20	216,700 円

平成 30 年度~令和 2 年度 [第7期計画期間] ※第1段階の最上段【 】内は本来の割合、下段は軽減している割合。第2段階・第3段階の軽減は

※第1段階の最上段【 】内は本来の割合、下段は軽減している割合。第2段階・第3段階の軽減は消費税率が10%に引きあがった令和元年度から。

所得段階		対象者	比率	年額保険料
	・生活保護		[0. 50]	36, 100 円
第1段階	祉年金受給	• •	0.45(平成30年度)	32,500 円
加工权阳		が住民税非課税かつ本人の課 額と合計所得金額の合計が 80	0.375 (令和元年度)	27, 100 円
	万円以下		0.30(令和2年度)	21,700 円
	世	本人の課税年金収入額と合計所	0.70 (平成30年度)	50,600 円
第2段階	帝全	得金額の合計が 80 万円超 120	0.575 (令和元年度)	41,600 円
	世帯全員が住民税非課税	万円以下	0.45(令和2年度)	32,500 円
	民	本人の課税年金収入額と合	0.75 (平成30年度)	54, 200 円
第3段階	非	計所得金額の合計が 120 万	0.725(令和元年度)	52,400 円
	税	円超	0.70(令和2年度)	50,600 円
第4段階	者に 非 は 決 民 税	本人の課税年金収入額と合計所 得金額の合計が 80 万円以下	0.85	61,400 円
第5段階(基準額)	る。一般で世帯税で世帯税	本人の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が 80 万円超	1.00	72, 200 円
第6段階		合計所得金額が 120 万円未満	1. 15	83, 100 円
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	1. 25	90, 300 円
第8段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.40	101,100 円
第9段階	本人	合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.65	119,200 円
第 10 段階	が	合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	130,000 円
第 11 段階	住民税課税	合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2. 10	151,700 円
第 12 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2. 50	180,600 円
第 13 段階		合計所得金額が 1,000 万円以 上 2,000 万円未満	2. 80	202,300 円
第 14 段階		合計所得金額が 2,000 万円以 上 3,000 万円未満	3. 20	231,200 円
第 15 段階		合計所得金額が 3,000 万円以 上	3. 50	252,800 円

所得段階別及び徴収区分別 第1号被保険者数

(年度末現在 単位:人)

	平成 27 年度			•	平成 28 年度			平成 29 年度				
段階 区分	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	5, 405	1, 834	7, 239	17. 0%	5, 144	1, 793	6, 937	16. 1%	5, 270	1, 614	6, 884	15. 8%
2	2, 214	144	2, 358	5. 5%	2, 196	227	2, 423	5. 6%	2, 307	171	2, 478	5. 7%
3	2, 201	434	2, 635	6. 2%	2, 314	460	2, 774	6. 5%	2, 404	439	2, 843	6. 5%
4	4, 417	676	5, 093	12.0%	4, 228	693	4, 921	11. 4%	4, 170	606	4, 776	11.0%
5	3, 387	246	3, 633	8. 5%	3, 513	229	3, 742	8. 7%	3, 706	230	3, 936	9. 1%
6	4, 095	548	4, 643	10. 9%	4, 264	494	4, 758	11. 1%	4, 488	474	4, 962	11.4%
7	4, 219	437	4, 656	10. 9%	4, 384	406	4, 790	11. 1%	4, 964	463	5, 427	12. 5%
8	3, 675	413	4, 088	9.6%	3, 800	389	4, 189	9. 7%	3, 480	330	3, 810	8.8%
9	2, 130	213	2, 343	5. 5%	2, 158	209	2, 367	5. 5%	1, 961	171	2, 132	4. 9%
10	1, 074	140	1, 214	2. 8%	1, 109	131	1, 240	2. 9%	1, 169	123	1, 292	3.0%
11	1, 452	192	1, 644	3. 9%	1, 444	176	1, 620	3. 8%	1, 421	173	1, 594	3. 7%
12	670	125	795	1. 8%	700	117	817	1. 9%	668	130	798	1.8%
13	1, 108	238	1, 346	3. 2%	1, 156	235	1, 391	3. 2%	1, 135	249	1, 384	3. 2%
14	320	95	415	1.0%	344	98	442	1.0%	374	94	468	1.1%
15	452	103	555	1. 3%	481	113	594	1. 4%	525	133	658	1. 5%
合計	36, 819	5, 838	42, 657	100.0%	37, 235	5, 770	43, 005	100.0%	38, 042	5, 400	43, 442	100.0%

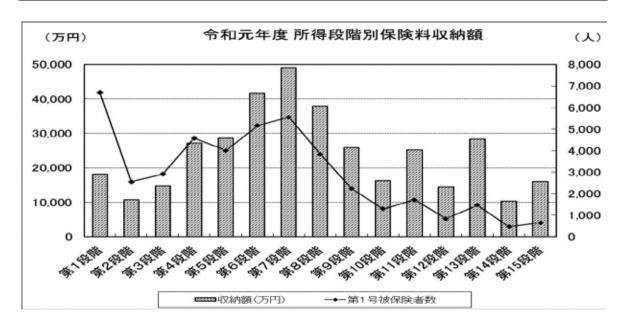
		平成	30 年度		令和元年度			
段階区分	特別徴収	普通徴収		構成 比率	特別徴収	普通徴収	1111 <u>1</u>	構成 比率
1	5, 329	1, 497	6, 826	15. 6%	4, 980	1, 716	6, 696	15. 2%
2	2, 361	136	2, 497	5. 7%	2, 317	238	2, 555	5. 8%
3	2, 426	408	2, 834	6. 5%	2, 486	426	2, 912	6.6%
4	4, 045	607	4, 652	10. 7%	3, 974	606	4, 580	10. 4%
5	3, 781	200	3, 981	9. 1%	3, 804	198	4, 002	9. 1%
6	4, 553	457	5, 010	11. 5%	4, 680	482	5, 162	11. 7%
7	4, 998	483	5, 481	12.6%	5, 042	512	5, 554	12. 6%
8	3, 455	380	3, 835	8.8%	3, 459	371	3, 830	8. 7%
9	1, 963	187	2, 150	4. 9%	2, 018	211	2, 229	5. 1%
10	1, 171	126	1, 297	3. 0%	1, 150	144	1, 294	2. 9%
11	1, 471	218	1, 689	3. 9%	1, 491	223	1, 714	3. 9%
12	691	120	811	1. 9%	677	158	835	1. 9%
13	1, 146	293	1, 439	3. 3%	1, 168	302	1, 470	3. 3%
14	380	104	484	1. 1%	346	127	473	1. 1%
15	503	139	642	1. 5%	513	136	649	1. 5%
合計	38, 273	5, 355	43, 628	100.0%	38, 105	5, 850	43, 955	100.0%

第1号被保険者の介護保険料の収納状況

【令和元年度】 (単位:円)

[[] 和] 一 一 及 [収納率		
所得段階	調定額	収納額	令和元年度	平成 30 年度	
第1段階	185, 322, 800	181, 932, 500	98. 2%	98. 0%	
第2段階	108, 122, 600	107, 460, 700	99. 4%	99. 3%	
第3段階	153, 722, 400	146, 587, 200	95. 4%	95. 2%	
第4段階	276, 391, 900	271, 171, 700	98. 1%	98. 1%	
第5段階	289, 349, 400	286, 079, 700	98. 9%	98. 6%	
第6段階	423, 659, 100	416, 392, 400	98. 3%	98. 1%	
第7段階	497, 814, 200	490, 400, 100	98. 5%	98. 5%	
第8段階	382, 985, 500	378, 821, 400	98. 9%	98. 7%	
第9段階	261, 120, 700	258, 904, 300	99. 2%	99.0%	
第 10 段階	164, 564, 800	163, 550, 100	99. 4%	99. 2%	
第 11 段階	253, 344, 100	251, 907, 900	99. 4%	99. 1%	
第 12 段階	146, 539, 500	144, 530, 000	98. 6%	99. 1%	
第 13 段階	286, 044, 700	283, 094, 400	99.0%	99.0%	
第 14 段階	104, 750, 600	103, 681, 900	99.0%	99. 1%	
第 15 段階	162, 000, 400	160, 367, 300	99.0%	99.0%	
過年度賦課分 (所得段階区分せず)	3, 692, 800	3, 464, 700	93.8%	83. 3%	
合 計	3, 699, 425, 500	3, 648, 346, 300	98. 6%	98. 5%	

	調定額	収納額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分	115, 994, 900	18, 208, 800	45, 331, 600	15. 7%



(単位:円)

			調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		at the second of the			_		
平		特別徴収	2, 815, 890, 100	2, 815, 890, 100	0	0	100.0%
成	現年	普通徴収	480, 013, 100	418, 252, 200	0	61, 760, 900	87. 1%
27		小計	3, 295, 903, 200	3, 234, 142, 300	0	61, 760, 900	98. 1%
年	,	滞納繰越	113, 710, 700	19, 590, 380	37, 693, 920	56, 426, 400	17. 2%
度		合計	3, 409, 613, 900	3, 253, 732, 680	37, 693, 920	118, 187, 300	95. 4%
平		特別徴収	2, 906, 963, 100	2, 906, 963, 100	0	0	100.0%
成	現年	普通徴収	462, 076, 700	400, 453, 300	0	61, 623, 400	86. 7%
28		小計	3, 369, 039, 800	3, 307, 416, 400	0	61, 623, 400	98. 2%
年	;	滞納繰越	117, 859, 700	16, 460, 715	39, 556, 000	61, 842, 985	14. 0%
度		合計	3, 486, 899, 500	3, 323, 877, 115	39, 556, 000	123, 466, 385	95. 3%
平		特別徴収	2, 947, 952, 400	2, 947, 952, 400	0	0	100.0%
成	現年	普通徴収	460, 477, 900	401, 577, 700	0	58, 900, 200	87. 2%
29	+	小計	3, 408, 430, 300	3, 349, 530, 100	0	58, 900, 200	98. 3%
年	年 滞納繰越		123, 037, 785	18, 386, 420	42, 998, 200	61, 653, 165	14. 9%
度		合計	3, 531, 468, 085	3, 367, 916, 520	42, 998, 200	120, 553, 365	95. 4%
平		特別徴収	3, 221, 482, 300	3, 221, 482, 300	0	0	100.0%
成	現年	普通徴収	508, 754, 600	452, 686, 100	9, 500	56, 059, 000	89.0%
30	+	小計	3, 730, 236, 900	3, 674, 168, 400	9, 500	56, 059, 000	98. 5%
年	,	滞納繰越	119, 912, 465	17, 036, 100	42, 494, 365	60, 382, 000	14. 2%
度		合計	3, 850, 149, 365	3, 691, 204, 500	42, 503, 865	116, 441, 000	95. 9%
令		特別徴収	3, 200, 920, 000	3, 200, 920, 000	0	0	100.0%
和	現年	普通徴収	498, 505, 500	447, 426, 300	0	51, 079, 200	89. 8%
元	'	小計	3, 699, 425, 500	3, 648, 346, 300	0	51, 079, 200	98. 6%
年	Š	帯納繰越	115, 994, 900	18, 208, 800	45, 331, 600	52, 454, 500	15. 7%
度		合計	3, 815, 420, 400	3, 666, 555, 100	45, 331, 600	103, 533, 700	96. 1%

[※]収納額は、収入額から還付未済を差し引いた金額である。

[※]各年度5月31日現在の金額となっている。

(4) 保険料の個別減額

申請した月から、次の条件を全て満たす方の保険料を、第1段階と同率に減額する制度である。

- ①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。
- ②世帯の前年の収入が1人世帯で 120 万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに 50 万円を加算)。
- ③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で 240 万円以下であること (世帯員が1人増えるごとに 100 万円を加算)。
- ④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。
- ⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ⑥住民税課税者の扶養を受けていないこと。
- ⑦原則として保険料を滞納していないこと。

年 度	承認件数	減額金額
平成27年度	1 件	16,900 円
平成28年度	1 件	16,900 円
平成29年度	3 件	35,300 円
平成30年度	0 件	0 円
令和元年度	4 件	48, 300 円

(5) 保険料の減免・徴収猶予

次の場合に、被保険者に対して、申請に基づき実情を調査のうえ、保険料の減額・免除や 徴収の猶予を行う制度である。

- ①災害により損害を受けた場合
- ②世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合
- ③東日本大震災により被災した場合

年 度	災害等による減免・猶予	東日本大震災被災者	合計
平成27年度	0 件	5 件	5件
平成28年度	1 件	5 件	6件
平成29年度	1 件	3 件	4 件
平成30年度	1 件	3 件	4 件
令和元年度	2 件	3 件	5件